

経済産業省

○ グローバルニッチトップ企業を目指した海外展開支援（GNT 支援融資制度）	P.1
○ グローバル農商工連携推進事業.....	P.2
○ 地域資源活用ネットワーク構築事業.....	P.3
○ 新産業集積創出基盤構築支援事業.....	P.4
○ 工業用水道事業費補助金	P.5
○ 水資源機構工業用水道事業費補助金.....	P.6
○ 電源地域産業関連施設等整備費補助金.....	P.7
○ 企業立地促進法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補てん措置.....	P.8
○ 企業立地促進法に基づく地方税増収分に係る特別交付税措.....	P.9
○ 対内直接投資等促進地域経済活性化事業.....	P.10
○ 三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム.....	P.11
○ 「見える化」制度連携活性化事業費補助金.....	P.12
○ グリーン貢献量認証制度等基盤整備事業委託費.....	P.13
○ 医工連携事業化推進事業.....	P.14
○ 伝統的工芸品産業支援補助金.....	P.15
○ 伝統的工芸品産業振興補助金.... ..	P.16
○ 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律.. ..	P.17
○ 中心市街地活性化のための税制措置.....	P.18
○ 企業活力強化資金.....	P.19
○ まちプロデュース活動支援事業委託費.....	P.20
○ 中心市街地再興戦略事業費補助金.....	P.21
○ 戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業.....	P.22
○ スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金.....	P.23
○ 次世代エネルギー技術実証事業費補助金.....	P.24

- 再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助...P.25
- 次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金.....P.26
- 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金.....P.27
- 独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金.....P.28
- 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金...P.29
- エネルギー使用合理化等事業者支援補助金.....P.30
- エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）
 （LPガス分）P.31
- エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体分）
 （天然ガス分）P.32
- エネルギー使用合理化事業者支援補助金（小規模事業者実証分）..P.33
- 地熱開発理解促進関連事業支援補助金.....P.34
- 中小企業等知的財産活用支援事業.....P.35
- 地域団体商標活用推進事業.....P.36
- 公的試験研究機関知的財産管理活用支援事業.....P.37
- 広域大学知的財産アドバイザー派遣事業.... P.38
- 知的財産プロデューサー派遣事業.....P.39
- 海外知的財産プロデューサー派遣事業.....P.40
- ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業....P.41
- 地域商業自立促進事業.....P.42
- 中小企業再生支援協議会事業.....P.43
- 小規模事業者等 JAPAN ブランド育成・地域産業資源活用支援事業P.44
- 中小企業・小規模事業者連携促進支援事業.....P.45
- 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業.....P.46
- 地域創業促進支援委託事業.....P.47
- きめ細かな資金繰り支援.....P.48

施策名	グローバルニッチトップ企業を目指した海外展開支援(GNT支援融資制度)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	13,500 (財投) -				
											公共	非公共								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						根拠法令等
	29ページ 13行目										-									
概要 (支援の仕組み等)	グローバルニッチトップを目指す中堅・中小企業が海外市場に乗り出す際に必要となる長期性資金を供給するため、長期一括償還型貸付などのGNT支援融資制度を商工中金が新たに実施。(創設)																			
支援対象者 (実施主体)	交付先:株式会社商工組合中央金庫(財政投融資) ※商工中金による融資先は、グローバルニッチトップを目指す事業者																			
支援内容 (単価・水準等)	以下の事業者を対象に、商工中金がGNT支援融資制度を創設。 ○対象者 自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業者 ○融資制度 財政投融資(産業投資)を活用した、成功報酬型利払いの長期一括償還型貸付制度																			
想定する具体的効果	グローバルニッチトップを目指す中堅・中小企業への長期資金(一括償還型)重点供給により、 ○グローバルニッチトップを目指す中堅・中小企業の資金繰り安定化による安定成長 ○新たなグローバルニッチトップ企業の創出 ○グローバルニッチトップ企業の地域経済及び地域雇用への貢献 が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	GNT支援融資制度利用までの手順は以下の通り。 ○事業者が商工中金へGNT支援融資制度の利用申し込み ○商工中金が審査の上、事業者に融資を実施																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○			○															
省庁名	経済産業省																			
担当課室	経済産業政策局 産業資金課 中小企業庁 事業環境部 金融課										電話(直通)		03-3501-1676 03-3501-2876							
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/131224_zaitou.pdf																			

施策名	グローバル農工商連携推進事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	679 -			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-		
	P.81 25行 P.83 9行											-		-						
概要 (支援の仕組み等)	地域の基幹産業である農業(漁業、林業を含む)の成長産業化、特に農林水産物・食品の輸出促進に向けて、商工業の技術・ノウハウ等を活用する農工商連携を通じ、農業生産・加工・流通のシステムの構築と海外市場におけるブランド構築を図るコンソーシアムの取組みを支援する。																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	民間事業者・団体、大学等研究機関、地方自治体等から構成される、コンソーシアムが戦略品目を選定し、①先端技術を活用したグローバルな大規模農業生産・加工・流通の統合されたシステムによるバリューチェーンの構築(補助率1/2)、②ターゲット市場ニーズを捉えたブランド構築等による需要の拡大(補助率2/3)をトータルパッケージで行う実証事業に補助を行う。																			
想定する具体的効果	農林水産物・食品の海外市場シェアの拡大と次世代農業ビジネスモデルの普及を進めることで、農業の競争力強化及び地域経済の活性化を推進する。																			
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下の通り。 ○平成26年4月11日から5月12日まで事業の提案公募を受付。応募事業者が提案書を作成し応募。 ○公募の締め切り後、外部委員による審査会を実施。一ヶ月後を目処に採択事業を決定。 ○採択事業者は、速やかに交付申請書を提出、その後交付決定。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-
省庁名	経済産業省																			
担当課室	地域経済産業グループ地域経済産業政策課											電話(直通)		03-3501-1697						
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf																			

施策名	地域資源活用ネットワーク構築事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	200 (641)			
	公共	非公共																	
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										-					変更			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		
	53ページ 3行目										17ページ 24行目			4ページ 19行目					
概要 (支援の仕組み等)	我が国の地域経済は、人口減少、少子高齢化に加え、長引いた円高デフレ経済の影響により、産業と雇用が空洞化し、著しく衰退している。このため、各地域に眠っている地域資源を掘り起こし、それらを融合・ネットワーク化した新たなビジネスモデルの構築により、交流人口の増大や、消費・投資の活性化に繋がる取組に対して補助を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	地域資源を融合・ネットワーク化し新たなビジネスモデルの構築を行う協議体の事務局を担う民間団体等に対し、国(経済産業局)から定額若しくは2/3(支援内容により補助率が異なる)の補助を行う。																		
想定する具体的効果	上記の取組を通じて、交流人口の増大、女性・高齢者の活用、消費・投資の活性化などに繋がることが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	経済産業省が公募を行い、外部委員による審査を経て、予算の範囲内で採択案件を決定し、各経済産業局が交付決定を行う。																		
変更のポイント	地域が有するより多様な強みや特長、潜在力の活用をより確実に達成するため、自然環境や歴史文化、産業遺産等といった未活用の地域資源を掘り起こし、地域活性化の新たなビジネスモデルを構築する事業も対象とする。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○		○				○	○							
省庁名	経済産業省																		
担当課室	地域経済産業グループ地域新産業戦略室										電話(直通)		03-3501-8794						
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf																		

施策名	新産業集積創出基盤構築支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	850				
											公共	非公共								
											-	○	-	-						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		-	
	53ページ 15行目										-		-							
概要 (支援の仕組み等)	<p>新興国の台頭や少子高齢化の進展等による市場環境の変化に伴い、我が国経済、特に地域経済を巡る内外環境は厳しさを増しており、地域における成長産業へ集中的に支援することで、中核企業を中心とした地域企業群の活性化を進めることが急務となっている。</p> <p>このため、今後有望となり得る産業分野や地域、中核企業等を再定義し、地域から新産業・新事業が生まれ出される新たな産業クラスターを構築することを目指す。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>地域の中核企業を中心とした産官学のネットワークの形成活動や、市場ニーズと技術シーズのマッチング等を支援する。</p> <p>具体的には、①クラスター経営人材支援事業(クラスターマネージャーによるネットワーク形成活動や企業OBの人材の活用等の実施)、②ネットワーク高度化支援事業(新製品開発に向けた産学によるシーズ・ニーズ発信会、戦略分野における新技術研究会・セミナー等の実施)を行う。</p>																			
想定する具体的効果	上記取組を通じて、新たな産業クラスターを創出。																			
支援手続 (申請～交付決定)	経済産業省本省が公募を行い、外部委員による審査を経て、予算の範囲内で採択案件を決定し、交付決定を行う。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
省庁名	経済産業省																			
担当課室	地域経済産業グループ立地環境整備課										電話(直通)		03-3501-0645							
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf																			

施策名	工業用水道事業費補助金														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,604 (1,648)
															公共	非公共				
															○	-	-	-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
	①地域の主体的な取組みへの支援(担 い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備					○		継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまと め)					根拠法令等		工業用水道事業法(昭和33年4月 25日法律第84号)第20条							
	-		-			-					-		-							
概要 (支援の仕組み 等)	地盤沈下防止による国土保全及び地域経済活性化を図るための産業基盤として、地方公共団体等が布設する工業用水道施設の建設及び改築について、国が事業費の一部を補助。また、先行的な工業用水の水源確保のため、地方公共団体等が多目的ダム等の建設に参画する場合に工業用水負担の一部を補助する。																			
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県及び市町村 等)																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>地盤沈下防止対策と産業の基盤整備を図ることを目的として、以下の事業に対し、地方公共団体等へ補助を行っている。</p> <p>○建設事業費補助(地盤沈下防止対策及び産業基盤整備) 地盤沈下防止による国土保全のために地下水の代替水源として、また地域経済の活性化を図るための産業基盤整備として、工業用水道を布設する場合、建設費の一部を補助している(最大補助:40%以内)。</p> <p>○改築事業費補助 安定給水の確保と保安の両面から老朽化・劣化が懸念されるか、ないしは、現に支障をきたしている工業用水道施設の配水管の布設替え等の改築に対して、建設補助率×3/4を補助している。</p> <p>○緊急更新・耐震化事業費補助 工業用水道の緊急更新・耐震化が必要な事業に対して補助。(補助率:1/3以内) ※平成24年度補正予算にて予算措置</p> <p>○工業用水道事業水源費補助 直ちに工業用水道の建設が行われない場合でも、治水等の他の目的で建設される多目的ダム等の建設に際して先行的に水源確保を図ることが必要な場合に、当該ダム建設費のうち工業用水負担について補助している。</p> <p>○災害復旧事業費補助 災害により滅失又は損傷した工業用水道を再建又は補修する事業に対して補助している。</p>																			
想定する具体的 効果	<p>施策の効果として、以下の事項が期待できる。</p> <p>○工業用水法による指定地域の地盤沈下防止対策事業の推進。 ○工業用水道料金の低廉化 ○老朽化もしくは非耐震化施設の更新・耐震化の促進 ○災害復旧の迅速な再建</p>																			
支援手続 (申請～交付決 定)	<p>補助を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>○地方公共団体より、経済産業省へ次年度補助の要望を行う ○経済産業省は要望を取りまとめ、財務省に概算要求を提出 ○財務省より次年度予算内示、その後経済産業省は実施計画を策定し、財務省へ提出 ○財務省より実施計画の承認 ○地方公共団体より、経済産業省に補助金交付申請 ○経済産業省より、地方公共団体に補助金交付決定</p>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
省庁名	経済産業省																			
担当課室	地域経済産業グループ産業施設課											電話(直通)		03-3501-1677						
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chiki_g_01.pdf																			

施策名	水資源機構工業用水道事業費補助金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	134 (94)			
												公共	非公共							
												○	—	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	—											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等	独立行政法人水資源機構法(平成14年12月18日法律第182号)第35条
	—											—			—					
概要 (支援の仕組み等)	産業活動の基盤となる工業用水の豊富低廉な供給により、工業の健全な発達を図るため、独立行政法人水資源機構が行う工業用水道に係る施設の整備費(建設、改築等の費用)の一部を国が補助。																			
支援対象者 (実施主体)	独立行政法人 水資源機構																			
支援内容 (単価・水準等)	本来、工業用水道事業者に対し補助金を交付すべきところを、水源を独立行政法人水資源機構が施工しているダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している(最大補助:40%以内)																			
想定する具体的効果	<p>施策の効果として、以下の事項が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工業用水法による指定地域の地盤沈下防止対策事業の推進。 ○工業用水道料金の低廉化 ○老朽化もしくは非耐震化施設の更新・耐震化の促進 ○災害復旧の迅速な再建 																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>補助を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水資源機構から経済産業省へ、次年度補助の要望を行う ○経済産業省は要望内容を精査し、概算要求額を決定する ○経済産業省は概算要求額を国土交通省を通じて財務省に提出(国交省、農水省、厚労省、経産省の4省分をとりまとめて提出) ○財務省から次年度予算内示、その後経済産業省は実施計画を策定し、財務省へ提出 ○財務省から実施計画の承認 ○国土交通省から経済産業省に、予算を移し替え ○水資源機構から経済産業省に補助金交付申請 ○経済産業省から水資源機構に補助金交付決定 																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—
省庁名	経済産業省																			
担当課室	地域経済産業グループ産業施設課											電話(直通)		03-3501-1677						
URL																				

施策名	電源地域産業関連施設等整備費補助金														予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	95 (77)
															公共	非公共				
															—	○	—	—		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)						
	—		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第4項 特別会計に関する法律施行令第51 条第1項第13号								
	—		—			—														
概要 (支援の仕組み等)	地域経済の活性化及び電源地域の振興を通じた発電用施設の設置の円滑化に資することを目的とし、電源地域のうち、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(以下「企業立地促進法」という。)に基づき、国の同意を受けた「基本計画」の対象地域において、地方公共団体等が産業関連施設等を整備する事業に対する予算措置を講じる。																			
支援対象者 (実施主体)	(補助事業者) 直接補助:都道府県、市町村、第三セクター等 間接補助:市町村、PFI事業者																			
支援内容 (単価・水準等)	(補助対象) 次の施設(これらの施設と一体的に整備される設備を含む。)の建設又は取得(土地の取得・造成費を除く。)および機器の整備に要する経費。 研究開発施設、試験施設、人材育成施設、貸事業場又は貸工場、情報提供施設、製販一体型施設、展示・販売施設、物流施設、研究・情報機器等 (補助率) 直接補助: 1/2以内 間接補助: 1/2以内、1/4以内																			
想定する具体的効果	電源地域内において集積区域として設定された区域内で実施される事業であって、電源地域における産業集積の形成及び活性化に資する施設等整備事業に要する経費の一部を負担することにより、地域経済の活性化、電源地域の振興、発電用施設の設置の円滑化が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は以下のとおり。(平成25年度事業における手順) (平成25年) 4月26日～5月24日:公募 6月11日:外部審査委員会 7月3日:採択事業者公表 7月中旬以降:各地方経産局にて交付決定、事業開始(平成26年3月まで)																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省																			
担当課室	地域経済産業グループ産業施設課											電話(直通)		03-3501-1677						
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/ene_chiki_g_01.pdf																			

施策名	企業立地促進法に基づく地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補てん措置										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	-	○	-			-		
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条 ○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令		
概要 (支援の仕組み等)	地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するため、企業立地促進法に基づき、地方公共団体が集積区域内に集積業種の事業者が設置する施設に課す地方税について、課税免除または不均一課税を行う場合には、その減収額を普通交付税により補てん。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(都道府県、市町村) ※ただし、都道府県:財政力指数0.46未満、市町村:財政力指数0.67未満の団体に限る。																		
支援内容 (単価・水準等)	企業立地促進法に基づき、地方公共団体が集積区域内に集積業種の事業者が設置する施設に課す不動産取得税および固定資産税について、課税免除または不均一課税を行う場合には、その減収額の75%を基準財政収入額から控除することにより普通交付税による補てん措置を講じる。 ※平成27年度末までに同意された基本計画に基づくものに限る。 ○措置の対象となる施設に係る要件 ①製造業(②の業種を除く)、情報通信業、情報通信技術利用業(コールセンター)、運輸業、卸売業(②の業種を除く)、自然科学研究所承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が2億円を超えるもの。 ②【農林漁業関連業種】 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業 承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価格の合計額が5,000万円を超えるもの。 ○対象税目 都道府県:不動産取得税(土地、家屋) 市町村:固定資産税(土地、家屋、構築物 3年間措置) ○適用期間 基本計画の同意の日から5年以内に取得した家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地であって当該家屋若しくは構築物の着工前1年以内に取得したものに限る。																		
想定する具体的効果	○財政力指数の低い地方公共団体はこの減収補てん措置を抛り所にして、企業立地の促進に向けて課税免除・不均一課税の条例を制定しており、その地方税の課税免除等がその地域の企業立地のインセンティブとして機能。 ○本来、企業立地優位性が低いと想定されるこれらの地域に、本措置がインセンティブとして機能することで、当該地域への企業立地が進み、雇用が創出されることによって、地域の振興や地域経済の活性化へとつながる。 ○企業立地優位性が低いと想定される地域にも企業立地が進むことで、都市と地方の地域格差の是正が図られる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	○地方公共団体は基本計画を作成、同意の申請をし、経済産業大臣が基本計画の同意を行う。 ○同意を受けた基本計画に基づき、事業者が企業立地計画を作成、承認の申請をし、都道府県知事が企業立地計画を承認。 ○事業者は承認を受けた企業立地計画に従い、家屋及び構築物並びにその敷地である土地を取得し、地方公共団体はそれらの取得等に対し、不動産取得税・固定資産税の課税免除または不均一の課税を実施。 ○毎年5月前後に総務省から各地方公共団体あてに普通交付税に関する調があり、該当様式により減収額等を報告することによって、8月末日までに普通交付税額が確定され、当該年度中に普通交付税が交付される。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、I/ハーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	地域経済産業グループ 産業施設課										電話(直通)		03-3501-1677						
URL	-																		

施策名	企業立地促進法に基づく地方税増収分に係る特別交付税措置										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-			
											公共	非公共							
											-	-	○	-					
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)	-					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
該当ページ、 行を記入)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	○特別交付税に関する省令附則第5 条第4項の十三			
	-										-		-						
概要 (支援の仕組み 等)	地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するため、企業立地促進法に基づき企業立地又は事業高度化を行った事業者に係る固定資産税の増収分の一定割合相当額を、企業立地等に伴う特別な財政需要として特別交付税を交付。																		
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体(市町村)																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>企業立地促進法に基づき、集積区域内に集積業種の企業立地又は事業高度化を行った事業者に係る地方公共団体の固定資産税の増収分の5%について、特別交付税措置を講じる。</p> <p>○措置の対象となる施設に係る要件 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業(コールセンター)、運輸業、卸売業、自然科学研究所 承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に基づいて取得した土地、家屋、構築物、機械及び装置であること。</p> <p>○対象税目 固定資産税(土地、家屋、構築物、機械及び装置 3年間措置) ※固定資産税の増収分は、自治体が課税免除等の措置をしているか否かに関わらず、評価額(課税標準)×1.4%(標準税率)で算出。</p>																		
想定する具体的 効果	<p>○立地企業のフォローアップ支援等、熱意を持って企業誘致に取り組む市町村には、多大な費用負担が生じるが、立地企業からの地方税収の75%は基準財政収入額に算入(普通交付税が減額)されるため、十分な増収インセンティブが確保されているとは言いがたい。よって、企業立地等に伴い、周辺環境整備や人材育成など当該市町村に生ずる財政需要として特別交付税措置を講じることで、熱意を持って企業誘致に取り組む市町村に増収インセンティブを与え、企業立地に関する活動を促し、ひいては当該地域への企業立地が進み、雇用が創出されることに期待ができる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>○地方公共団体は基本計画を作成、同意の申請をし、経済産業大臣が基本計画の同意を行う。</p> <p>○同意を受けた基本計画に基づき、事業者が企業立地計画または事業高度化計画を作成、承認の申請をし、都道府県知事が計画を承認。</p> <p>○事業者は承認を受けた企業立地計画または事業高度化計画に従い、土地、家屋、構築物、機械及び装置を取得する。</p> <p>○毎年夏頃、総務省から各地方公共団体向けに特別交付税に係る調査が実施され、この調査結果に基づき措置される。</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	地域経済産業グループ 産業施設課										電話(直通)		03-3501-1677						
URL	-																		

施策名	対内直接投資等促進地域経済活性化事業													予算		税制	法制度	予算案(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,500 —	
														公共	非公共					
														—	○	—	—			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策													(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策		区分(新規・継続・変更)				
	○													—			新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)													骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	—	
	94ページ													—		—				
概要 (支援の仕組み等)	<p>(補助)1. グローバル展開企業による地域経済活性化事業 日本を含む複数の国において実態のある事業活動を行っている企業、又は日本国内に拠点を置き、海外市場を目標として事業を行う企業(グローバル展開企業)を対象に、拠点整備(施設工事費や設備費等)を支援。</p> <p>(委託)2. 対内直接投資促進体制整備事業 各業種に関する知識・ノウハウ・ネットワークを有する産業スペシャリストを国内外に配置するなど、有望な外国企業の発掘・誘致体制を整備。また、我が国や諸外国の投資環境に関する調査を実施。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	<p>(補助)民間企業、民間団体等</p> <p>(委託)(独)日本貿易振興機構(JETRO)、民間企業等</p>																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>(補助)グローバル展開企業又は民間団体等が整備する施設・設備の費用について1/2以内で補助。</p> <p>(委託)(独)日本貿易振興機構(JETRO)、民間団体等と委託契約を締結。</p>																			
想定する具体的 効果	<p>経営資源の流入(経営ノウハウ、技術、高度人材等)や立地競争力の強化、高付加価値産業の集積、雇用創出、イノベーション創出、生産性の向上をもって、我が国産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化が期待できる。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>(補助)支援を受けるまでの手順は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公募 外部審査委員会 採択事業者公表 交付決定、事業開始 <p>(委託)委託契約を締結するまでの手順は次のとおり。(民間団体等との契約の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 公告 入札、技術審査 開札、落札者決定 委託契約締結、事業開始 																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	漁村	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—
省庁名	経済産業省																			
担当課室	貿易経済協力局貿易振興課 地域経済産業グループ産業施設課													電話(直通)		03-3501-1662 03-3501-1677				
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/keikyo_01.pdf																			

施策名	三次元造形技術を核としたものづくり革命プログラム										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,000 -				
											公共	非公共								
											-	○	-	-						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)							
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				-			新規						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等										
	54頁		-			-														
概要 (支援の仕組み等)	三次元(3D)造形技術の進歩は高機能製品の開発を加速するだけでなく、地域、中小企業、個人の知恵や感性を活かした新たな付加価値を持つ製品の創製など、ものづくりに革命を起こす潜在力を秘めている。 社会ニーズに対応した究極の三次元造形装置(3Dプリンタ)開発のため、装置の高速・高機能化や製品の高精度化、金属等の粉体材料の多様化・高性能複合化等の技術開発を行う。 また、新たなものづくり産業の創出のため、装置そのものだけでなく3D内外計測・評価技術等の周辺技術の開発等を行う。																			
支援対象者 (実施主体)	民間団体等																			
支援内容 (単価・水準等)	以下の技術開発に対し、支援を行う。 ○社会ニーズに対応した究極の三次元造形装置(3Dプリンタ)開発のため、装置の高速・高機能化や製品の高精度化、金属等の粉体材料の多様化・高性能複合化等の技術開発 ○新たなものづくり産業の創出のため、装置そのものだけでなく精密計測技術等の周辺技術の開発																			
想定する具体的効果	3Dプリンタの開発においては、地域に根付いた中小企業がその強みを活かして開発の中核として参画することが見込まれる。具体的には、我が国が強みを持つCNC等の工作機械を製造する地域の中小企業や電子ビーム等の製造を手がける地域の中小企業、鑄造用の積層造形装置で開発・試作に取り組んでいる地域の中小企業等が、その高い技術力とノウハウを活かして開発の中心となる。さらに、地域の大学、地方の公設試験研究機関のサポートを得てこれにあたるため、こうしたネットワークを通じて地域の企業の産業競争力強化にも資することとなる。 また、開発が進んだ際に想定される少量生産品によるビジネスは、地域の中小企業に参入可能性のあるものであり、こうした新たなビジネスの創出により地域の活性化にも資する。																			
支援手続 (申請～交付決定)	経済産業省からの公募(企画競争)による。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
省庁名	経済産業省																			
担当課室	産業技術環境局研究開発課、知的基盤課 製造産業局素材産業室										電話(直通)		(研究開発課)03-3501-9221 (知的基盤課)03-3501-9279 (素材産業室)03-3501-1063							
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/sangi_01.pdf																			

施策名	「見える化」制度連携活性化事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	120 (168)				
											公共	非公共								
											-	○	-	-						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続				
	-										○		-		環境エネルギー技術革新計画 (平成25年9月13日閣議決定) P6低炭素製品の購買促進策					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等			
-										-		-								
概要 (支援の仕組み等)	<p>本事業は、環境配慮製品・サービスに対する消費者意識の向上を図り、クレジットの需要開拓を進めるため、CFPを活用したカーボン・オフセット(クレジットによるCO2排出量分の埋め合わせ)を促進する。また、消費者がそのカーボン・オフセットラベルをコミュニティ単位で集票し、集票分に応じて商品・サービスが地域に根ざしたコミュニティ等に還元される仕組みを導入することで、製品の販売訴求力を高め、環境と経済の両立を目指す。</p> <p>○カーボン・オフセット製品等を販売する事業者に対して、本補助事業運営者よりCO2排出量の算定や商品・サービス還元のための費用補助などを支援する。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>○制度を運営する事業者の活動必要経費(製品販売事業者へのCO2排出量算定支援や普及広報宣伝等含む)</p> <p>○カーボン・オフセット製品等を販売する事業者に対して、当該製品等に付与するポイントに応じて事業者が拠出する費用に対する三分の一補助</p>																			
想定する具体的効果	<p>施策の効果としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者が環境配慮製品等を選択的に購入することで、環境意識の向上を促進 ○環境配慮製品等の流通及び付与ポイントの集票を通して地域のCO2削減活動が活性化 ○対象製品等が選択的に購入されることでCO2クレジット市場を活性化し、中小企業を中心とした企業の低炭素設備投資を促進 ○環境配慮製品等の販売促進に繋がることで、環境取組自体の促進 																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援を受けるまでの手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者等が補助事業運営事務局まで定められた様式を提出し、事業に参加登録及び交付申請 ○運営事務局が参加希望事業者の承認を行い、交付等決定 																			
変更のポイント																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○		○	○	-
省庁名	経済産業省																			
担当課室	産業技術環境局 環境政策課 環境経済室/環境調和産業推進室										電話(直通)		03-3501-1679							
URL	http://www.donguripoint.jp/																			

施策名	グリーン貢献量認証制度等基盤整備事業委託費										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	620 (676)				
											公共	非公共								
											-	○	-	-						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続				
	-										○		-							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		-			
-										-		-		-						
概要 (支援の仕組み等)	中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証することで中小企業等の省エネ・低炭素投資を促進するJ-クレジット制度について、環境省や農林水産省とともに制度運営やプロジェクト計画書の作成支援等を実施。																			
支援対象者 (実施主体)	事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	○プロジェクト登録の際に必要な「プロジェクト計画書」、クレジットの認証の際に必要な「モニタリング報告書」の作成に対するアドバイスをを行うソフト支援 ○「プロジェクト計画書」の妥当性確認、「モニタリング報告書」の検証を行う際の審査費用の支援																			
想定する具体的効果	○中小企業のみならず、足下、排出量が増加している業務、家庭といった民生部門等の幅広い分野における温室効果ガスの排出削減を促進。																			
支援手続 (申請～交付決定)	○必要書類を制度事務局へ提出 ○支援の主な採択基準:事業の実施方針、実施方法の具体性・確実性、費用対効果等を考慮 ~プロジェクト計画書の作成支援は、1事業者・1方法論について1度のみ。 モニタリング報告書の作成支援は、原則1事業につき8年間を通じて1度のみ。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-		-	○	-
省庁名	経済産業省																			
担当課室	産業技術環境局 環境政策課 環境経済室/環境調和産業推進室										電話(直通)		03-3501-1679							
URL	http://japancredit.go.jp/																			

施策名	医工連携事業化推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,050 -			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			新規			
	-										-		○		健康・医療戦略 平成25年関係大臣申合せ				
(該当ページ、 行を記入)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等			
	65頁11行										-		-						
概要 (支援の仕組み等)	ものづくり技術を有する中小企業と医療機関等との医工連携による医療機器の開発・改良を推進。早期実用化・事業拡大に向けた連携体制を構築するための支援機能を強化。																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	戦略的に解決すべき医療現場における課題を選定し、その課題に対応する医療機器を開発・改良するため、 ・臨床評価や課題に対する有効性評価を担う医療機関 ・実現するためのものづくり技術を有する中小企業 ・製造や販売を見据えて目利きする企業・コーディネーター ・先端技術を提供・評価する大学・研究機関 等 により構成されるコンソーシアムの医工連携による事業化の推進を図ります。																		
想定する具体的 効果	中小企業の技術を活かした医療機器等の実用化																		
支援手続 (申請～交付決定)	○経済産業省HPIにて公募開始の案内(公募期間:H26/4/3～5/9) ○平成26年度医工連携事業化推進事業提案書を経済産業省に提出(5/9) ○書類審査により1次審査(6月中旬) ○ヒアリングにより2次審査～採択決定(7月中下旬)																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務情報政策局 医療・福祉機器産業室										電話(直通)		03-3501-1562						
URL	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/index.html																		

施策名	伝統的工芸品産業支援補助金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	360 (360)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)		
												①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	—											○		—		—	伝統的工芸品産業の振興に関する法律		
日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等			
—											—		—		—				
概要 (支援の仕組み等)	伝統的工芸品産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさや潤いを与え、地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とし、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」に基づき、伝統的工芸品の製造協同組合等が主体的に取り組む振興事業等に対する支援を実施します。																		
支援対象者 (実施主体)	伝産法に基づく各種計画の認定を受けた国指定の伝統的工芸品製造事業者・組合及びそれらを支援する者																		
支援内容 (単価・水準等)	大臣認定を受けた下記計画に基づいて実施される事業を対象とします。 1. 振興計画:産地の特定製造協同組合等が産地全体の振興を図る計画 2. 共同振興計画:産地の特定製造協同組合等が販売組合や個別の販売事業者とともに需要の開拓のためにたてる計画 3. 活性化計画:個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画 4. 連携活性化計画:他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画 5. 支援計画:伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画																		
想定する具体的効果	当該補助金は、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画にそってきめ細かい支援を行うものであり、個別産地の伝統的工芸品産業の活性化に直接的に寄与する。また、その成果を他産地等へ普及する事で、個別事業にとどまらない波及効果が期待できる。具体的な効果としては、 ○首都圏での大規模展示会等により多くの消費者等に対し産地の魅力発信の機会を得、売り上げが飛躍的に増加。 ○他産地と連携し、各産地の製造技術の融合により新商品を開発し、新たな販路を開拓。 ○産地組合の研修事業の受講をきっかけに若手や女性の後継者が増加。今後、若手や女性の感性を活用し、国内外の新たな需要を取り込む。 など、産地毎に様々な工夫をすることで着実な発展が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 【各種計画の認定】 (1)地方公共団体の長を経由して経済産業省に計画の認定申請 (2)経済産業省において、内容の審査 (3)経済産業大臣より事業者に対し、計画認定を通知 【補助金の交付】 (1)各経済産業局長に対し補助金の申請 (2)経済産業省において、申請内容の審査 (3)各経済産業局長より採択の結果通知																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ		環境・エネルギー
	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務情報政策局 伝統的工芸品産業室											電話(直通)		03-3501-3544					
URL	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono_nichiyō-densan/index.html																		

施策名	伝統的工芸品産業振興補助金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度予算 (下段:前年度現計予 算)	600 (500)			
												公共	非公共							
												—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	—											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律			
	—											—		—						
概要 (支援の仕組み等)	伝統的工芸品産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさや潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とし、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)」に基づき、同法第23条に基づく一般社団法人又は一般財団法人が実施する事業の一部を補助します。																			
支援対象者 (実施主体)	伝産法第23条に基づき設立された(一財)伝統的工芸品産業振興協会																			
支援内容 (単価・水準等)	当該法人が行う以下の事業を対象とします。 ○人材確保及び技術・技法継承事業 ○産地指導事業 ○普及推進事業																			
想定する具体的効果	当該補助金は、全国の産地組合が会員となっている(一財)伝統的工芸品産業振興協会(伝産協会)が実施する事業について支援するもの。具体的な効果としては、 ○伝統工芸士の認定事業等を通じて、人材育成と伝統的技術・技法の継承に寄与する。 ○伝統工芸青山スクエア(国内唯一の全国レベルの常設展示場)を活用し、国内外の消費者に広く伝統的工芸品をPR。 ○製造事業者とデザイナー等のマッチングを支援し、新たな商品開発等につなげる。 ○各産地をとりまとめ、伝産協会が主体となり海外展示会への出展等を実施。 など、個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国的規模の事業を実施することで、更なる需要拡大等が期待できる。																			
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○経済産業省から伝産協会に対し交付決定 ○伝産協会が実施する各事業について、各産地組合が必要に応じ適宜参加																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、I/ヘーソフ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—		—	—	—
省庁名	経済産業省																			
担当課室	商務情報政策局 伝統的工芸品産業室														電話(直通)	03-3501-3544				
URL	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html																			

施策名	中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	— —				
											公共	非公共								
											—	—	—	○						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)							
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					新規							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		中心市街地の活性化に関する法律							
	50ページ 21～23行		18ページ、32行～33行			—														
概要 (支援の仕組み等)	民間投資を喚起する新たな重点支援制度を創設する他、中心市街地の活性化を図る措置をさらに拡充する。 なお、本法律案は平成26年2月12日に閣議決定され、国会審議を経て同年4月25日に公布されており、公布の日から3ヶ月以内に施行される予定。																			
支援対象者 (実施主体)	市町村、民間事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1)民間投資を喚起する新たな重点支援制度の創設</p> <p>① 中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト(特定民間中心市街地経済活力向上事業)に絞って、経済産業大臣が認定する制度を創設。</p> <p>② 認定を受けたプロジェクトに対し、以下の支援策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定された民間事業者により市町村が貸付けを行う際に、中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施。 ●地元の協議会や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化(説明会開催義務の免除等)。 <p>※法律上の支援策とあわせて、以下の支援策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定された民間事業者を直接支援する補助金を交付。 ・建物等の取得に対する割増償却制度、登録免許税の軽減といった税制優遇措置を適用。 ・施設整備者及び店子に対する一層の低利融資を実施。 <p>(2)中心市街地の活性化を図る措置を拡充</p> <p>① 中心市街地の商業の活性化に資する事業を認定する制度を創設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業(民間中心市街地商業活性化事業)を、経済産業大臣が認定する制度を創設。 ●認定を受けた事業に対し、以下の支援策を講じる。 ・中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施。 ・中小企業投資育成株式会社による出資について、出資先の資本金上限を3億円超に引き上げ、出資対象を拡大する。 <p>② 認定を受けた基本計画に対し、規制の特例等を創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例を創設。 ●それぞれの中心市街地に限って活動が認められる特例通訳案内士制度を創設。 <p>③ 基本計画を作成しようとする市町村の規制の解釈に関する疑問等に対し、国が回答する制度を創設。</p>																			
想定する具体的効果	「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図る。																			
支援手続 (申請～交付決定)	—																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	—	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—		—	—	—
省庁名	経済産業省																			
担当課室	商務流通保安グループ中心市街地活性化室										電話(直通)		03-3501-3754							
URL	http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140212001/20140212001.html																			

施策名	中心市街地活性化のための税制措置										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	-				
											公共	非公共								
											-	-	○				-			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)					②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備	新規		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	中心市街地活性化に関する法律、 租税特別措置法				
	50ページ、21行～23行										18ページ、32行～33行									
概要 (支援の仕組み等)	中心市街地活性化法の改正にあわせ、中心市街地活性化の核となる民間事業について、土地・建物や設備等の取得時の減税措置を創設することで、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る。																			
支援対象者 (実施主体)	中心市街地活性化法の改正により創設する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき ①(割増償却制度)建物及び建物附属設備、構築物を整備する民間事業者 ②(登録免許税)土地・建物を取得する民間事業者																			
支援内容 (単価・水準等)	中心市街地活性化法の改正により創設する「認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づき ①(割増償却制度)建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5年間 30%の割増償却制度の創設。 ②(登録免許税)土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の保存登記及び移転登記の際の登録免許税を1/2とする措置の創設。																			
想定する具体的効果	「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地の活性化を図る。																			
支援手続 (申請～交付決定)	支援手続きの流れは、下記のとおり。 ①(割増償却制度) (1)認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき建物及び建物附属設備、構築物を整備した民間事業者は、割増償却制度の適用を受けるため、当該事業計画に基づき整備された設備である旨の経済産業大臣の証明書の発行を経済産業省に申請。 (2)経済産業省は(1)申請に基づき証明書を発行。 (3)当該民間事業者は割増償却制度の適用を受けるため、(2)証明書を添付した申告書を税務署に提出。 ②(登録免許税) (1)認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき土地・建物を取得した民間事業者は、登録免許税の軽減措置の適用を受けるため、当該事業計画に基づき土地・建物を取得した旨の経済産業大臣の証明書の発行を経済産業省に申請。 (2)経済産業省は(1)申請に基づき証明書を発行。 (3)当該民間事業者は登録免許税の軽減措置の適用を受けるため、(2)証明書を添付した申請書を登記所へ提出。																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○			○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
省庁名	経済産業省																			
担当課室	商務流通保安グループ中心市街地活性化室										電話(直通)		03-3501-3754							
URL																				

施策名	低利融資制度(企業活力強化資金)				予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 下段:前年度当初予算	58,750 (財投)									
					公共	非公共	—	—		50,220 (財投)									
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備			変更											
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		中心市街地の活性化に関する法律										
概要 (支援の仕組み等)	50ページ、21行~23行																		
概要 (支援の仕組み等)	18ページ、32行~33行																		
概要 (支援の仕組み等)	—																		
支援対象者 (実施主体)	<p>①卸・小売・飲食店及びサービス業者 ②中心市街地活性化法の特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき事業を行う特定会社等 ※②の対象となる者は、一定の条件を満たす方は劣後ローン制度の利用も可能 ③中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地経済活力向上計画に基づき施設整備を実施する中小企業者 ④中心市街地活性化法の認定特定民間中心市街地経済活力向上計画により整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む中小企業者</p>																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>下記の条件により低利融資を行う</p> <p><資金使途> ①:経営近代化、流通合理化及び共同化等の設備の取得、セルフサービス店の取得、空き店舗への出店、販売促進、人材確保、新分野への進出 等 ②:計画の実施のために必要な設備資金及び運転資金 ③:施設整備を実施するために必要な設備資金及び運転資金 ④:施設に出店するために必要な設備資金及び運転資金</p> <p><貸付利率> 中心市街地関連地域(中活法による中心市街地等)で事業を行う場合 ①:特別利率②(中小企業事業本部) 特別利率③(国民生活事業本部) ②:特別利率② ③:特別利率③(中小企業事業本部) ④:特別利率③(中小企業事業本部)</p> <p><限度額> ①②:中小企業事業本部 7.2億円(長期運転資金は2.5億円) 国民生活事業本部7,200万円(運転資金は4,800万円) ③:中小企業事業本部 7.2億円 ④:中小企業事業本部 2.7億円</p>																		
想定する具体的効果	「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、民間投資の喚起を軸とした中心市街地等の活性化を図る。																		
支援手続 (申請~交付決定)	<p>支援手続の流れは、下記のとおり。</p> <p>①申請者は株式会社日本政策金融公庫に資金の借り入れを申請。 ②株式会社日本政策金融公庫は貸付を実施。</p>																		
変更のポイント	認定特定中心市街地経済活力向上事業計画に基づき商業施設等を整備する中小企業者及び当該事業計画に基づき整備された施設において卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかを営む中小企業者に対する貸付利率について、現行の特別利率②の適用を特別利率③に引き下げ。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ハブゾーン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○			○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務流通保安グループ中心市街地活性化室						電話(直通)		03-3501-3754										
URL																			

施策名	まちプロデュース活動支援事業委託費										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	190 —			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		新規	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項
	50ページ 21~23行										18ページ 32~33行		—						
概要 (支援の仕組み等)	まちづくりに関する豊富な知識やノウハウを有するとともに、事業を起こしキャッシュフローを生み出すタウンマネージャーを育成する。また、中心市街地活性化の理念、意義、内容について理解が深まるよう、全国で普及活動を行うとともに、新たな分野の専門家等を掘り起こして人材のプールを拡充し、地域とプールとのマッチングを強化することで、地域の個性を活かしたまちづくりを支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	(1)人材育成事業 ・開業や会社経営に必要なビジネススキルや、空き店舗対策や合意形成手法等、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャーを育成する。 (2)中心市街地活性化普及・促進事業 ・中心市街地活性化の理念、意義について理解の増進を図ることを目的としたセミナー等を全国で開催する。 ・新たな分野の専門家(デザイナーやクリエイター等)を掘り起こして人材のプールの拡充を図り、地域とプールとのマッチングを強化する。																		
想定する具体的効果	タウンマネージャーを育成し、地域の個性を生かしたまちづくりの実現につなげる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援手続の流れは、下記のとおり。 ①経済産業省及び受託業者がHP等で受講者を公募。 ②経済産業省及び受託事業者が対象者を決定。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務流通保安グループ 中心市街地活性化室										電話(直通)		03-3501-3754						
URL																			

施策名	中心市街地再興戦略事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	690 -			
											公共	非公共							
											-	○	-	-					
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			新規			
該当ページ、 行を記入)	○										-		-		根拠法令等		中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			-			
概要 (支援の仕組み等)	<p>地域経済において重要な役割を果たす中心市街地について、事業を絞って重点的に支援を行う。具体的には地元住民や自治体等による強いコミットを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業に対し、近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備を支援する。</p> <p>また、従来の中心市街地については、少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを支援する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1)調査事業 まちの魅力を探るためのニーズ調査、マーケティング調査等に対する支援。</p> <p>(2)専門人材の派遣 まちづくり事業に必要な知見を有する人材の招聘等に対する支援。 (タウンマネージャー、経営コンサルタント等)</p> <p>(3)先進的、実証的事業への支援 近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業機能の整備等に対する支援。 (施設整備事業、ソフト支援事業等)</p>																		
想定する具体的 効果	調査事業や専門人材の派遣事業を通じてまちづくりのニーズを掘り起こし、その中でも大きな波及効果のある中心市街地の民間プロジェクトに絞り込んで支援を行うことにより、民間投資の喚起を軸とする中心市街地の活性化を図る。																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援手続の流れは、下記のとおり。</p> <p>①公募 ②審査委員会 ③採択 ④補助金交付申請 ⑤補助金交付決定</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	商務流通保安グループ 中心市街地活性化室										電話(直通)		03-3501-3754						
URL																			

施策名	戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	320			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○											-					新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号 特会法施行令第50条第7項第9号 中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項	
	50ページ 21~23行											18ページ、32行~33行			-					
概要 (支援の仕組み等)	<p>中心市街地において、エネルギー効率の向上を図ることが、中心市街地の活性化をもたらすことを、ビジネスモデルで実証する。 例えば、EMS等のエネルギー制御機器を用いたまちづくり等、エネルギー効率の向上に資する事業を活性化の一要素として、地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証する。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	民間事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1)事業化可能性調査 省エネ設備を導入することによる省エネ効果や他の地域への波及効果に関する調査に対する支援。</p> <p>(2)実証事業 事業化可能調査に基づく商業施設等に対する省エネ設備の設置等を支援。</p>																			
想定する具体的効果	モデル性の高い省エネ設備を導入し、周辺地域への波及させることにより、業務部門における省エネを推進する。																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>支援手続の流れは、下記のとおり。</p> <p>①公募 ②審査委員会 ③採択 ④補助金交付申請 ⑤補助金交付決定</p>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-		-	-	○
省庁名	経済産業省																			
担当課室	商務流通保安グループ 中心市街地活性化室											電話(直通)		03-3501-3754						
URL																				

施策名	スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	270 (270)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	○										—					継続			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ 特別会計に関する法律施行令第50条第8項第7号	
	P73 ③エネルギーを賢く消費する社会										P12 ⑥安価で安定的なエネルギーの確保			—					
概要 (支援の仕組み等)	地域の実情に応じたスマートコミュニティの構築に向けて、デマンドリスポンスの実施や、地域に応じた再生可能エネルギーの導入に関する事業化可能性調査、事業計画の策定に対する支援を実施。																		
支援対象者 (実施主体)	案件形成調査を行う地方自治体、民間事業者等。																		
支援内容 (単価・水準等)	○定額																		
想定する具体的効果	地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティの普及が促進されることが期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーンソフ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室										電話(直通)		03-3580-2492						
URL	—																		

施策名	次世代エネルギー技術実証事業費補助金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,250 (2,181)			
												公共	非公共							
												—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)							
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備				継続							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ 特別会計に関する法律施行令第50条第8項第7号								
	P.73 ③エネルギーを賢く使う		P.12 ⑥安価で安定的なエネルギーの確保			—														
概要 (支援の仕組み等)	地域のエネルギー事情等に応じた先進的なスマートコミュニティの確立を目指して、建物間の電力融通や車両を活用した給電システム構築等の技術的・制度的課題を解決するための実証事業を実施。																			
支援対象者 (実施主体)	実証を行う地方自治体、民間事業者等。																			
支援内容 (単価・水準等)	○実証事業:補助対象経費の1/2以内																			
想定する具体的効果	(1)地域の大学・企業等の個性ある技術の活用、(2)地域ごとに特色のある再エネ等の先進的な活用等により、技術的課題・制度的課題の解決を図り、地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティを確立する。																			
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																			
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室											電話(直通)	03-3580-2492							
URL	—																			

施策名	再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,600 (2,750)				
												公共	非公共								
												—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	○											①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第9号	
	P70 ① クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会											P21 (5)資源・エネルギーの経済安全保障の確立、戦略的外交の推進等			—						
概要 (支援の仕組み等)	複数の再エネ熱源、蓄熱槽、下水・河川等の公共施設等を有機的・一体的に利用する複合システムの導入に当たっての制度的・技術的課題を解決するための実証事業等を実施。																				
支援対象者 (実施主体)	案件形成調査、実証を行う地方自治体、民間事業者等。																				
支援内容 (単価・水準等)	○実証事業:補助対象経費の1/2 ○案件形成調査:定額																				
想定する具体的効果	地球温暖化対策、エネルギー自給率向上、エネルギー源の多様化などのエネルギー政策上の課題に応える極めて重要なエネルギー源である再生可能エネルギーのうち、エネルギー効率やエネルギーの更なる有効活用が期待できる再生可能エネルギー熱利用の分野について、本実証を通じてデータの取得・公表、制度的課題の抽出、ノウハウの共有化を図ることにより、当該システムの展開・普及を促進されることが期待される。																				
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																				
変更のポイント	—																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、I/ヘーソフ	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他	
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	○	—	
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																				
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室											電話(直通)		03-3580-2492							
URL																					

施策名	次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	6,000 (8,600)			
											公共	非公共					—	○	
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)								
	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備		継続	
	○										—		—			—			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		P.73 ③エネルギーを賢く使う		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		P.12 ⑥安価で安定的なエネルギーの確保		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		—		根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号へ 特別会計に関する法律施行令第50条第8項第7号				
概要 (支援の仕組み等)	国内4地域(横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市)において、電気料金変動型のデマンドリスポンスの実証を進め、自動制御による効果等を検証する。また、需要家による需要削減量を供給量と見立てて取引する「ネガワット取引」等の実証を通じデマンドリスポンスの価値評価手法を構築し、新しいエネルギーマネジメントビジネスの速やかな確立を目指す。																		
支援対象者 (実施主体)	実証を行う地方自治体、民間事業者等。																		
支援内容 (単価・水準等)	○実証事業:補助対象経費の2/3以内 ○標準化に資する調査・研究・実証事業:定額																		
想定する具体的効果	電気事業者、重電・家電メーカー等の実施主体がこれらの技術を活用し、自らビジネス展開を図ることにつなげる。また、節電・ピークカットをはじめ需要家の行動変化に係る実証の成果を電力システム改革に活かしていく。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT バージョン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり、地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室										電話(直通)		03-3580-2492						
URL																			

施策名	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金										予算		税制	法制度	予算案(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,000 (4,000)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等			特別会計に関する法律第85条第3 項第1号ハ、 特別会計に関する法律施行令第 50条第7項第8号	
	P70 23~24行目										P21 21~22行目		-						
概要 (支援の仕組み等)	地方自治体や非営利民間団体、民間事業者等が実施する再生可能エネルギー熱(太陽熱、バイオマス熱、地中熱、雪氷熱、温度差エネルギー、バイオマス燃料製造)利用設備の導入に対し、事業費の一部を補助する。																		
支援対象者 (実施主体)	再生可能エネルギー熱利用設備を導入する地方自治体、非営利民間団体、民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	○地方自治体、非営利民間団体(社会福祉法人、学校法人等)が事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○地方自治体と民間事業者が連携して事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○民間事業者等が事業を行う場合には3分の1以内の補助。 ○中小企業が事業を行う場合、離島地域において事業を行う場合には一部要件を緩和。																		
想定する具体的 効果	地球温暖化対策、エネルギー自給率向上、エネルギー源の多様化などのエネルギー政策上の課題に応える極めて重要なエネルギー源である再生可能エネルギーのうち、エネルギー効率やエネルギーの更なる有効活用が期待できる再生可能エネルギー熱利用の分野について、設備導入等の波及効果が期待できる案件を中心に支援を行うことにより、再生可能エネルギー熱利用設備の導入拡大、コストの低減を図り、ひいては一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を増やすことに期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課										電話(直通)		03-3501-4031						
URL																			

施策名	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,500 (3,000)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			-			継続					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号									
	P70 23~24行目		P21 21~22行目		-														
概要 (支援の仕組み等)	地方自治体や非営利民間団体、民間事業者等が実施する自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等(太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱及びそれらを導入する際に付帯する蓄電池)設備の導入に対し、事業費の一部を補助する。																		
支援対象者 (実施主体)	自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等設備を導入する地方自治体、非営利民間団体、民間事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	○地方自治体、非営利民間団体(社会福祉法人、学校法人等)が事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○地方自治体と民間事業者が連携して事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○民間事業者等が事業を行う場合には3分の1以内の補助。 ○離島地域において事業を行う場合には一部要件を緩和。																		
想定する具体的効果	再生可能エネルギーの普及を最大限促進するためには、固定価格買取制度を活用した電力会社への売電ばかりでなく、自給自足を可能とする分散型電源としての利用も、あわせて促していくことが不可欠であり、本事業によって再生可能エネルギー発電による自家発電の普及促進が図られることが期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	経済産業省資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課										電話(直通)		03-3501-4031						
URL	-																		

施策名	住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	7,600 (11,000)					
											公共	非公共									
											-	○	-	-							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備					
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等
概要 (支援の仕組み等)	エネルギー消費量が増大している住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化(※)を推進するため、高性能設備機器等の導入を支援する。また、既築住宅・建築物の断熱性能向上を図るため、高性能な断熱材や窓等の導入を支援する。 ※ ZEB/ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス):年間の1次エネルギー消費量がネットでゼロとなる建築物/住宅																				
支援対象者 (実施主体)	事業者等																				
支援内容 (単価・水準等)	ZEBの構成要素に資する高性能設備機器等を導入することで高い省エネルギー性能を実現する建築物に対し、その導入費用を支援する。住宅については、高性能設備機器と制御機構等の組合せによる住宅のゼロエネ化に資する住宅システムの導入を支援する。また、既築住宅等の改修に対し、一定の省エネルギー性能を満たす高性能な断熱材や窓等の導入を支援する。補助率については補助対象経費の1/3~2/3。																				
想定する具体的効果	建築物については、ZEBの実現と普及拡大を目指す。住宅については、その省エネ化を推進するため、ZEHの普及促進を図る。また、高性能な断熱材や窓等の市場拡大と価格低減効果を狙う。																				
支援手続 (申請～交付決定)	執行団体を公募により決定し、間接補助事業にて実施。																				
変更のポイント																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他		
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	
省庁名	経済産業省 資源エネルギー庁																				
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課										電話(直通)		03-3501-9726								
URL	http://sii.or.jp/ (平成26年度補助金執行団体ホームページ)																				

施策名	エネルギー使用合理化等事業者支援補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	41,000 (31,000)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続					
	-		-			-			○										
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特会法第85条第3項第1号ホ 特会法施行令第50条第7項第7号 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)							
概要 (支援の仕組み等)	事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新を支援する。また、エネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いた省エネの取組や電力のピーク対策についても支援対象に追加する。																		
支援対象者 (実施主体)	事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	事業者が計画した省エネルギーに係る取組のうち、「技術の先端性」、「省エネ効果」及び「費用対効果」を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備更新を支援する。具体的には、工場・事業場における高効率設備への入替や製造プロセスの改善等の既存設備の省エネ改修により省エネ化を行う際に必要となる費用に対して補助を行う。また、エネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いた省エネの取組に対して補助を行う。加えて、電力のピーク対策についても支援対象に追加する。 補助率については補助対象経費の1/3、1/2。																		
想定する具体的効果	産業・業務・運輸の各部門において、省エネ性能の高い設備・機器の導入、エネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いた省エネの取組及び電力のピーク対策への支援することにより、各部門における省エネルギーを一段と推進する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	執行団体を公募により決定し、間接補助事業にて実施。																		
変更のポイント	エネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いた省エネの取組や電力のピーク対策についても支援対象に追加する。																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	経済産業省 資源エネルギー庁																		
担当課室	省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課										電話(直通)		03-3501-9726						
URL	http://sii.or.jp/ (平成26年度補助金執行団体ホームページ)																		

施策名	エネルギー使用合理化事業者支援補助金 (民間団体等分)(LPガス分)											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	540 (540)			
												公共	非公共							
												-	○	-	-					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	-											○								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		特会法第85条第3項第1号ハ 特会法施行令第50条第7項第7号 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)		
概要 (支援の仕組み等)	産業用等のエネルギー多消費型設備(ボイラー等)の省エネルギー化を図るため、石油ガスの高効率なガス機器等を導入する者に対し、設備更新等に要する経費(設備改造費、設備更新費、設計費等)の一部を補助します。																			
支援対象者 (実施主体)	事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	燃焼エネルギーを利用する工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発電設備等のエネルギー多消費型設備に対し、省エネルギー性、省CO2性に優れていると認められるものを支援する。具体的には産業用等のエネルギー多消費型設備(ボイラー等)の省エネルギー化を図るため、LPガス(石油ガス)を燃料として使用する高効率なガス機器等の設備更新等を導入する者に対し、設備改造費、設備更新費、設計費等の経費の補助を行う。補助率については補助対象経費の1/3。																			
想定する具体的効果	燃焼エネルギーを利用する工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発電設備等のエネルギー多消費型設備に対し、省エネルギー性、省CO2性に優れていると認められるものを対象とする。																			
支援手続 (申請～交付決定)	執行団体を公募により決定し、間接補助事業にて実施。平成26年度は4月21日(月)公募開始～6月2日(月)公募締切、審査後交付決定を行う予定。																			
変更のポイント																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	○
省庁名	経済産業省 資源エネルギー庁																			
担当課室	資源・燃料部 石油流通課											電話(直通)		03-3501-1320						
URL	http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/support/index.html (平成26年度補助金執行団体ホームページ)																			

施策名	エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体)(天然ガス分)										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,300 (3,300)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
			①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備					継続					
	-		-			-			○				継続						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		特会法第85条第3項第1号ハ 特会法施行令第50条第7項第7号 エネルギー基本計画(平成26年4月 11日閣議決定)							
概要 (支援の仕組み等)	産業用及び業務用におけるエネルギー多消費型設備(工業炉、ボイラー等)のエネルギー使用合理化を図るため、省エネルギー及びCO2排出削減に寄与する天然ガス高度利用設備を導入する事業者に対し、必要な費用の一部を補助し、もって内外の経済的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	エネルギー多消費型設備(工業炉、ボイラー等)の導入による省エネルギー化を図りつつ、CO2排出削減に寄与する天然ガスの高度利用を図る需要家に対し、設備更新・改造費、設計費等に要する経費の1/3を補助する。																		
想定する具体的効果	多額の投資が必要な省エネルギー化に躊躇する事業者に補助を行うことによって初期投資を軽減し、省エネルギー化を図る等、環境負荷の低減に寄与する天然ガスの高度利用を行うことにより、省エネ・省CO2を図ることができる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	執行団体を公募により決定し、間接補助事業にて実施。																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	経済産業省 資源エネルギー庁																		
担当課室	電力・ガス事業部 ガス市場整備課										電話(直通)		03-3501-2963						
URL	http://www.gasproc.or.jp/index.html (平成26年度補助金執行団体ホームページ)																		

施策名	エネルギー使用合理化事業者支援補助金(小規模事業者実証分)											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	380 (500)		
												公共	非公共						
												-	○	-	-				
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策											(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)											②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
(該当ページ、 行を記入)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)											骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	特会法第85条第3項第1号ハ 特会法施行令第50条第7項第7号		
	-											-		-				○	
概要 (支援の仕組み等)	小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、小規模事業者における省エネルギーを推進することを目的とする。																		
支援対象者 (実施主体)	小規模事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	【補助上限額】50万円 【補助率】1/3																		
想定する具体的 効果	小規模事業者による省エネルギー性能の高い機器及び設備の導入に要する経費の一部を補助することで、小規模事業者における省エネルギーが推進される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	事務局公募→事務局決定→事業者公募→審査→採択→交付決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
省庁名	経済産業省 中小企業庁																		
担当課室	経営支援部 創業・技術課											電話(直通)		03-3501-1816					
URL	http://kankyo-keizai.jp/																		

施策名	地熱開発理解促進関連事業支援補助金										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,800 (2,800)				
											公共	非公共								
											—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)					
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続				
	—										—		○							
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		特別会計に関する法律第85条第3 項第3号 特別会計に関する法律施行令第50 条第9項第3号			
—										—		—								
概要 (支援の仕組み等)	地熱の有効利用等を通じて、地域住民への開発に対する理解を促進することを目的として行う事業(地熱利用によるハウス栽培事業等)に対し補助を行うことで、地熱資源開発を促進することを目的とする。																			
支援対象者 (実施主体)	地方公共団体 温泉事業者 第3セクター 等																			
支援内容 (単価・水準等)	定額補助																			
想定する具体的 効果	地熱開発に対する理解促進。																			
支援手続 (申請～交付決定)	(当該スケジュールは予定になります。詳細は下記連絡先までお問い合わせください。) 平成26年2月 : 各地方経済産業局において公募開始、公募説明会実施 公募期間中 : 案件の審査、採択・不採択の決定、事業開始 平成27年4月 : 確定検査、補助金の支払い																			
変更のポイント	—																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IT ヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	○	—
省庁名	経済産業省(資源エネルギー庁)																			
担当課室	資源・燃料部政策課 燃料政策企画室										電話(直通)		03-3501-2773							
URL	http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140213002/20140213002.html																			

施策名	中小企業等知的財産活用支援事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	2,192 (1,935)		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—						
	53ページ 25行		—			—					—		—						
概要 (支援の仕組み等)	中小企業の抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産権に関する課題等について、これを一元的に受け入れ、その場で解決・支援する人材を配置した「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設ける。相談内容に応じて様々な専門家や支援機関と協働で解決を図り、知的財産に関するワンストップサービスを提供する。これにより、知的財産を活用できていない中小企業の知的財産マインドの醸成を図り、中小企業の知的財産活用を促進する。																		
支援対象者 (実施主体)	中小企業等																		
支援内容 (単価・水準等)	知財総合支援窓口配置された支援担当者が知的財産に関する課題等をその場で受け、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な課題等に対して、関係する支援機関と連携して、効率的・網羅的にワンストップで解決を図る。 専門性の高い課題等に対しては、弁理士や弁護士等の専門家を活用して、窓口の支援担当者として協働して解決を図る。 ○知的財産制度の概要説明 ○知的財産権に関する手続支援(電子出願支援を含む) ○特許電子図書館を用いた先行出願の検索支援 ○知的財産戦略策定支援 ○海外での権利取得に係る制度説明等																		
想定する具体的効果	特許等取得活用支援事業は、地域・中小企業の産業競争力の強化を目的とする事業の1つであり、地域・中小企業の知財活動を促進するための施策。 効果としては、 ○知的財産制度に不慣れな中小企業の知財活動の促進 ○事業化を見据えた知的財産を活用する中小企業の増加 ○資源を地域ブランドとして有効活用する地域の増加 が期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	—																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省 特許庁																		
担当課室	総務部 普及支援課											電話(直通)		03-3501-5878					
URL	http://www.ipc.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm																		

施策名	地域団体商標活用推進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	51 ()			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			新規			
	—										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		—						
—										—		—		—					
概要 (支援の仕組み等)	地域団体商標を活用した地域ブランドの更なる保護・育成を図るため、地方自治体や農協・漁協、法改正により新たに登録主体に追加される予定の商工会、商工会議所、NPOに対し、地域団体商標の取得や活用戦略等に関するセミナーを全国各地で開催する。																		
支援対象者 (実施主体)	商工会、商工会議所、NPO、地方自治体、組合																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>地域の中小企業に対して地域の産業構造等の特性を踏まえた支援を実施するため、地域の知的財産活動の拠点である各経済産業局及び沖縄総合事務局特許室において、活用が求められる地域資源を、地域ブランド(地域団体商標)としての活用促進を図り、地域における地域ブランドの取組を推進し、地域活性化を図る。</p> <p>○地域団体商標を活用した地域ブランドの育成に係る基礎から、制度概要、出願手続き、権利の活用方法(戦略)等に至るまで、幅広く説明する。 ○地域団体商標の活用に詳しい専門家、成功した地域ブランドの仕掛け人・団体等を講師として、成功ノウハウを伝える実践的なセミナーを実施する。 ○各地方自治体等と連携し、地域ブランド活用意識の薄い団体等の意識啓発を行う。</p>																		
想定する具体的効果	本事業により地域団体商標を中心として、広く意識啓発を行うことにより意識の高まった団体等が、他の施策・支援を活用することによって、具体的なブランド戦略の構築や出願などの成果につながっていくという施策全体としての効果が高まる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	特段の支援手続は不要。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省 特許庁																		
担当課室	総務部 普及支援課										電話(直通)		03-3501-5878						
URL	—																		

施策名	公的試験研究機関知的財産管理活用支援事業										予算		税制	法制度	予算案(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	163 (161)			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			継続			
	—										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		知的財産基本法第13条		
—										—		—							
概要 (支援の仕組み等)	公的試験研究機関に知的財産に関する専門的知識を有する人材(知財専門人材)を最長三か年度派遣し、①地域イノベーションの創出、地域産業の振興、②知財管理活用体制の強化、③関連技術情報等の情報提供、等を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	都道府県等の公的試験研究機関																		
支援内容 (単価・水準等)	知財専門人材による知財管理・活用体制の整備支援・指導。																		
想定する具体的効果	公的試験研究機関の知財管理・活用体制の整備を支援することにより、公的試験研究機関における研究成果の事業者への円滑な移転を促し、地域における新たな事業分野の開拓及び産業の技術等に寄与する。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ①知財専門人材の派遣先を公募。 ②知財専門人材による支援を希望する都道府県等(公的試験研究機関含む)が、派遣先公募に応募。 ③外部有識者から構成される委員会において、派遣先を選定。 ④知財専門人材を派遣し、知財管理・活用体制の整備を支援。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○			○														
省庁名	経済産業省(特許庁)																		
担当課室	総務部 企画調査課										電話(直通)		03-3592-2911						
URL																			

施策名	広域大学知的財産アドバイザー派遣事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	INPIT 交付金						
											公共	非公共										
											—	○	—	—								
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)	
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進					③地域の生活や産業の基盤整備						継続
	—										—										○	
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)					地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)						
—										—												
概要 (支援の仕組み等)	大学等から創出される有用な技術を確実に捕捉して、適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりを広域で推進するため、複数の大学等で構成される広域ネットワークへ、大学の知的財産管理に関する専門家を派遣する。																					
支援対象者 (実施主体)	複数の大学等からなる大学間ネットワーク																					
支援内容 (単価・水準等)	以下の支援等を実施。 ○大学の知的財産管理体制の構築支援 ○大学間ネットワークの知的財産活動支援 ○大学担当者の人材育成支援 ○知的財産に関する普及・啓発																					
想定する具体的効果	大学の知的財産管理体制の構築が促進され、大学で生まれた研究成果を確実に捕捉して権利化する体制が整備されることで、知的財産を核とする産学官連携の基礎を築き、大学の重要なミッションである社会・地域貢献に資することが期待できる。																					
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○複数の大学からなる大学間ネットワークが工業所有権情報・研修館(INPIT)に申請。 ○選定評価委員会の審査。 ○審査通過後、広域大学知的財産アドバイザーを大学間ネットワークに派遣。																					
変更のポイント	—																					
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																	
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他			
	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
省庁名	経済産業省(特許庁)																					
担当課室	総務部 企画調査課										電話(直通)		03-3592-2911									
URL	http://www.inpit.go.jp/katsuyo/unvipad/index.html																					

施策名	知的財産プロデューサー派遣事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	INPIT 交付金				
												公共	非公共								
												—	○	—	—						
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)								
		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備													
	—	—			—			○					継続								
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—								
概要 (支援の仕組み等)	国際的競争力を持った産業を創出するため、公的資金が投入され、革新的技術の研究開発プロジェクトを推進している大学や研究開発コンソーシアム等へ、研究成果を事業化に結びつける知的財産の専門家(知的財産プロデューサー)を派遣する。																				
支援対象者 (実施主体)	大学、研究開発コンソーシアム																				
支援内容 (単価・水準等)	知的財産プロデューサーによる支援内容例は以下のとおり。 ・研究開発プロジェクトの研究戦略や事業戦略を踏まえた知的財産戦略の策定等支援 ・研究開発プロジェクトが属する分野の特許情報の分析支援 ・研究開発プロジェクトが目指す知的財産ポートフォリオ等の目標設定 ・フォアグラウンドIPの取扱い等知的財産ポリシーや発明届のルール等の各種取り決めの策定及び周知 ・知的財産委員会の設置等、研究開発プロジェクトの知的財産管理体制の整備支援 等																				
想定する具体的効果	公的資金が投入された研究開発プロジェクトの研究の初期段階より知財の視点から成果の活用を見据えた戦略の策定や研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等が的確に実施され、我が国各地域のイノベーションの促進に資することが期待できる。																				
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○大学・研究開発コンソーシアムが工業所有権情報・研修館(INPIT)に申請。 ○選定評価委員会の審査。 ○審査通過後、知的財産プロデューサーを派遣。																				
変更のポイント	—																				
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分																
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信			コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			—	—	—
省庁名	経済産業省(特許庁)																				
担当課室	総務部企画調査課											電話(直通)		03-3592-2911							
URL	http://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/																				

施策名	海外知的財産プロデューサー派遣事業											予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	INPIT 交付金		
												公共	非公共						
												—	○	—	—				
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策											区分(新規・継続・変更)					
	—		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)			②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備						継続				
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等		—						
	—		—			—					—		—						
概要 (支援の仕組み等)	主に中堅・中小企業等における海外進出の際の知的財産面でのリスクの低減並びに事業戦略視点での知的財産活用のため、知的財産の専門家(海外知的財産プロデューサー)を企業へ派遣し、知的財産面からの海外進出支援を行う。																		
支援対象者 (実施主体)	中堅・中小企業等																		
支援内容 (単価・水準等)	海外知的財産プロデューサーによる支援内容例は以下のとおり。 ・中堅・中小企業等の海外進出の際の知的財産面のリスク(技術流出、冒認商標、知的財産権侵害等)に関する情報提供 ・中堅・中小企業等の海外進出の事業戦略に応じた知的財産戦略の策定の支援 ・海外進出時の知的財産マネジメントの必要性を啓発するためのセミナーの開催 ・地方自治体、公的支援機関等が開催する海外進出に関するセミナーへの講師の派遣 等																		
想定する具体的効果	海外進出を検討している中堅・中小企業等が、海外進出時における知的財産面でのリスクを認識し、事業戦略に応じた知的財産の権利化並びに活用を行うことにより、円滑な海外進出を促し、その収益を還元することで、我が国各地域のイノベーションの促進に資することが期待できる。																		
支援手続 (申請～交付決定)	支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ○中堅・中小企業等が工業所有権情報・研修館(INPIT)へ派遣申請。 ○海外知的財産プロデューサーを派遣。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省(特許庁)																		
担当課室	総務部企画調査課											電話(直通)		03-3592-2911					
URL	http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gipdp/gipdp/index.html																		

施策名	ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	12,600			
											公共	非公共					-	0	-
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進				③地域の生活や産業の基盤整備		新規
当該ページ、 行を記入)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)				地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)				根拠法令等		中小企業基本法第9条 ものづくり基盤技術振興基本法第7条、第10条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第6条						
	P26③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進 P54③戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援		PT0①民間投資の拡大等 P18(3)中小企業・小規模事業者の躍進				-												
概要 (支援の仕組み等)	<p>○中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究・開発及び販路開拓への取組を一貫して支援する。</p> <p>○技術の市場価値を評価できる専門家の目利きを踏まえて行う、大企業や大学等の知を活用したシーズ発掘・橋渡し研究も支援する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	中小企業・小規模事業者、大学、公設試、民間団体等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>○研究開発・試作品開発・販路開拓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象:「中小ものづくり高度化法」の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者を含む共同体 ・補助上限額:初年度4,500万円(2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助) ①大学、公設試等による設備投資及び研究・開発等に要する経費を支援(うち1,500万円を上限、補助率:定額)。 ②中小企業・小規模事業者が行う研究・開発や販路開拓を支援(補助率:2/3)。 <p>○シーズ発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象:民間団体等 中小企業・小規模事業者と大学等とのライセンスを加速するため、マッチング促進の場を設定し、事業シーズの発掘を支援。 ・補助上限額:1,000万円(補助率:定額) <p>○橋渡し研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象:中小企業・小規模事業者、大学、公設試等を含む共同体 ・補助上限額:初年度2,000万円(補助率:2/3)(2年目は、初年度と同額を上限として補助) 																		
想定する具体的効果	特定ものづくり基盤技術の高度化、海外販路開拓等、大企業や大学等の知を活用した技術シーズの発掘により、新事業・新産業の創出が期待される。																		
支援手続 (申請～交付決定)	地方経済産業局で研究開発計画の法認定(研究開発のみ)→事業者公募→審査→採択→交付決定																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、IPヘーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
省庁名	経済産業省																		
担当課室	中小企業庁 経営支援部 創業・技術課 産業技術環境局 大学連携推進課										電話(直通)		03-3501-1816 03-3501-0075						
URL	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html																		

施策名	地域商業自立促進事業													予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	3,900
														公共	非公共				
														—	○	—	—		
施策の位置付け (該当に○印)	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策													—		—	—	区分(新規・継続・変更)	新規
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援) ②地域間の交流・連携の推進 ③地域の生活や産業の基盤整備																		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定) 骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定) 地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)													—		—	—		
	P52「○地域のリソースを活用・結集させた起業・創業の促進」 8「(3)中小企業・小規模事業者の躍進」 P8「(1)環境変化に対応した新たな需要の掘起こし等」 P15「<商店街>」													—		—	—	根拠法令等	中小企業基本法第20条 地域商店街活性化法第11条
概要 (支援の仕組み等)	商店街の持続的な発展のため、商店街の新たな担い手の発掘につながるインキュベーション施設等の整備や、住民のニーズに応える宅配サービス、地域コミュニティの形成に向けた子育て支援施設の整備等を支援。																		
支援対象者 (実施主体)	商店街振興組合、事業協同組合等																		
支援内容 (単価・水準等)	商店街等とまちづくり会社、NPO法人等との連携体等が行う、①地域経済循環の促進に資する地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組や、②地域経済を循環させる基盤となる地域コミュニティの形成に向けた取組及び、③商店街の商機能に着目した供給力を強化する取り組み等に対し、支援を行う。(補助率…①、②:2/3、③(①、②と併せて実施):2/3、③のみ(法認定※有り):2/3、③のみ(法認定※無し):1/2) ※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律																		
想定する具体的効果	商店街は、商業者の集積としての地域経済の重要な役割を担っているとともに、地域コミュニティ機能の担い手としても重要な存在である。その商店街が、社会の構造変化の中でも中長期的に発展していくためには、商店街を基盤に、地域の中で消費活動を活性化させ、資金を循環させることにより、地域における経済活動の自立的循環の促進を目指す。																		
支援手続 (申請～交付決定)	補助金交付を受ける手順は、以下のとおり。 【補助事業開始時】 ○公募開始 ○補助金申請事業者より補助事業申請書を提出 ○外部有識者による書面審査及び審査委員会による採択事業の選定 ○採択決定の後、補助事業者より交付申請書を提出 ○交付決定 【補助事業終了時】 ○補助事業者より補助事業終了の実績報告書を提出 ○交付額の確定のための検査実施 ○補助金の支払い																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村漁村	集落	地域産業、IT・パソコン	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	—	—	○	—	—	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																		
担当課室	経営支援部 商業課													電話(直通)		03-3501-1929			
URL	http://www.chusho.meti.go.jp/shogvo/shogvo/index.html																		

施策名	中小企業再生支援協議会事業				予算		税制	法制度	予算案(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	4,439 (4,335)									
	公共	非公共	-	○	-	-													
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策						区分(新規・継続・変更)										
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備	-				継続									
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		産業競争力強化法第127条 ほか										
	p28		-	-			-												
概要 (支援の仕組み等)	<p>企業再生の専門家が、経営改善・事業再生を検討する中小企業・小規模事業者の相談対応や再生計画等の策定支援を行うとともに、後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎ等の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで実施する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	経営改善・事業再生、事業引継ぎを目指す中小企業・小規模事業者																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>【中小企業再生支援協議会事業】 ○企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施。 ○相談案件のうち、再生等のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画等の策定を支援。 ○なお、再生計画等策定支援に当たっては、政府系金融機関をはじめ関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間との調整を支援。</p> <p>【事業引継ぎ支援事業】 ○事業引継ぎ相談窓口では、窓口相談員が中小企業からの相談に応じ、適切な支援施策及び支援機関の紹介等を実施。 ○事業引継ぎ支援センターでは、事業引継ぎの専門家が事業引継ぎに係る課題解決のための助言やマッチング支援等を実施。</p>																		
想定する具体的効果	<p>【中小企業再生支援協議会事業】 中小企業・小規模事業者を経営改善・事業再生させるとともに、関連する雇用を維持・確保。</p> <p>【事業引継ぎ支援事業】 後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎ等の促進・円滑化。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>企業再生は、早期に適切な手を持つことが重要なため、経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会において相談を受け付ける。なお、再生計画等策定の支援にあたっては、実費の一部を負担していただく場合あり。連絡先は下記のウェブサイトの中小企業再生支援協議会一覧を参照。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm</p> <p>事業引継ぎについては、事業引継ぎ等に関する悩みがあれば、各都道府県に設置されている事業引継ぎ相談窓口にて相談を受けつける。その後、より専門的な支援を行う必要がある場合は、事業引継ぎ支援センターにて事業引継ぎに係るマッチング支援等を実施する。各都道府県における事業引継ぎ相談窓口の連絡先は以下のウェブサイトを参照。 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2011/110630HikitsugiMadoguchi.htm</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																		
担当課室	事業環境部 金融課、財務課						電話(直通)		金融課:03-3501-2876 財務課:03-3501-5803										
URL	<p>中小企業再生支援協議会 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm 事業引継ぎ支援 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2011/110630HikitsugiMadoguchi.htm</p>																		

施策名	小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業										予算		税制	法制度	予算案(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予 算)	1,460				
											公共	非公共								
											-	○	-	-			-			
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)				
	○										①地域の主体的な取組みへの支援(担 手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備		新規			
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等	中小企業による地域産業資源を 活用した事業活動の促進に関する 法律				
	P53										P18		P5							
概要 (支援の仕組み 等)	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業 <戦略策定段階への支援> 自らの強み・弱みを分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を固めるため、専門家の招聘、マーケティング調査、セミナー開催などを行う取組に対して1年間に限り支援を実施。 <ブランド確立段階への支援> 具体的な海外販路開拓に向けて、市場調査、デザイン開発・新商品開発、展示会出展等を行う取組に対し、最大3年間に渡って支援を実施。 <専門家派遣による支援> JAPANブランド事業を側面的に支援するため、専門家やプロデューサーを派遣してアドバイスを実施。</p> <p>(2)地域産業資源活用支援事業 中小企業・小規模事業者が行う法律認定を受けた地域資源活用の事業計画により行われる新商品・新サービスの開発、販路開拓(展示会出展など)等の取組を支援を行う。特に、小規模事業者等が4社以上で行う取組については重点的に支援を行う。</p>																			
支援対象者 (実施主体)	中小企業・小規模事業者等																			
支援内容 (単価・水準等)	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業 プロジェクトの策定から、具体的な新商品開発・展示会出展等の取組まで、段階的な支援を行う。 <戦略策定段階への支援>補助上限額:200万円、定額補助 <ブランド確立段階への支援>補助上限額:2,000万円、補助率2/3 <専門家派遣による支援>定額補助</p> <p>(2)地域産業資源活用支援事業 <地域産業資源活用型> 補助上限:3,000万円/件、補助率2/3(4社以上で行う場合は、補助上限:4,000万円/件、補助率2/3)</p>																			
想定する具体的 効果	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業 複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す取組に要する経費の一部を補助することにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図り、地域中小企業の振興に寄与する。</p> <p>(2)地域産業資源活用支援事業 中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた事業計画により中小企業・小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組への支援を通じて、全国の中小企業・小規模事業者に対して新たなビジネスモデルとして提示・普及させる。</p>																			
支援手続 (申請～交付決定)	<p>(1)JAPANブランド育成支援事業 1. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 2. 中小企業庁において申請内容を審査し、採択先を決定 3. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 4. 経済産業局から補助金を受給</p> <p>(2)地域産業資源活用支援事業 1. 各法律に基づき、事業計画の認定を受ける 2. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 3. 経済産業局において申請内容を審査し、採択先を決定 4. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 5. 経済産業局から補助金を受給</p>																			
変更のポイント	-																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分															
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育		ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-		-	-	-	-
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																			
担当課室	経営支援部 新事業促進課										電話(直通)		03-3501-1767							
URL	http://www.meti.go.jp/main/vosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf																			

施策名	中小企業・小規模事業者連携促進支援事業										予算		税制	法制度	予算案(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	1,076			
											公共	非公共					-	○	-
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策		(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策										区分(新規・継続・変更)						
	○		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)		②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			-		新規						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)		骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)			根拠法令等		中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律									
	P55		P18		P4														
概要 (支援の仕組み等)	<p>中小企業・小規模事業者が行う法律認定を受けた新連携、農商工等連携の事業計画により行われる①新商品・新サービスの開発、販路開拓(展示会出展、試験販売ほか)等の取組及び②農商工等連携の推進のため、ネットワークを有する一般社団・財団法人等が行う中小企業者と農林漁業者の連携構築等を促進する取組を支援する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	中小企業・小規模事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>①:補助上限:3,000万円/件、補助率2/3 ②:補助上限:2,000万円/件、補助率2/3</p>																		
想定する具体的効果	<p>中小企業新事業活動促進法、農商工等連携促進法の認定を受けた事業計画により中小企業・小規模事業者が行う新商品・新サービスの開発、販路開拓等の取組への支援を通じて、全国の中小企業・小規模事業者に対して新たなビジネスモデルとして提示・普及させる。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>1. 各法律に基づき、事業計画の認定を受ける 2. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 3. 経済産業局において申請内容を審査し、採択先を決定 4. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 5. 経済産業局から補助金を受給</p>																		
変更のポイント	-																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山漁村	集落	地域産業、IT ベンチャー	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり 地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信		コンテンツ	環境・エネルギー
	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	-
省庁名	経済産業省 中小企業庁																		
担当課室	経営支援部 新事業促進課										電話(直通)		03-3501-1767						
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf																		

施策名	下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	700 (700)			
											公共	非公共							
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策					区分(新規・継続・変更)			
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進			③地域の生活や産業の基盤整備			継続		
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)			地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等			
概要 (支援の仕組み等)	<p>①下請小規模事業者等新分野需要開拓支援 親事業者の生産拠点が閉鎖または、閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多角化のための設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。</p> <p>②下請中小企業自立化基盤支援事業 下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、連携グループがメンバー相互の経営資源を活用して行う取組に対し、共同受注等のシステムの構築・設備導入・展示会出展等の費用の一部を補助する。</p>																		
支援対象者 (実施主体)	下請中小企業・小規模事業者等																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>①下請小規模事業者等新分野需要開拓支援 補助上限:500万円、補助率2/3</p> <p>②下請中小企業自立化基盤支援事業 補助上限:2,000万円、補助率2/3</p>																		
想定する具体的効果	<p>①親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する事業の費用の一部を補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与する。</p> <p>②2以上の特定下請事業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引等を開始又は拡大し、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引の依存の状態の改善を図る取組を支援することにより、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与する。</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>①下請小規模事業者等新分野需要開拓支援 申請(経済産業局)→交付決定 公募期間:4月24日～7月4日 採択:7月下旬予定</p> <p>②下請中小企業自立化基盤支援事業 (1)下請中小企業振興法に基づき連携事業計画の認定申請(経済産業局) →(認定された場合)→申請(経済産業局) →交付決定 (2)申請(経済産業局)→交付決定 公募期間:4月24日～7月4日 第1次採択:6月下旬予定 第2次採択:7月下旬予定</p>																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○			○														
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																		
担当課室	事業環境部 取引課										電話(直通)		03-3501-1669						
URL	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html																		

施策名	地域創業促進支援委託事業										予算		税制	法制度	予算額(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	749 —			
											公共	非公共							
											—	○	—	—					
施策の位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策										(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策				区分(新規・継続・変更)				
	①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)										②地域間の交流・連携の推進		③地域の生活や産業の基盤整備			新規			
	○										—		—						
	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)										骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)		地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)		根拠法令等		—		
P53										P18		—							
概要 (支援の仕組み等)	年間5千社以上の創業を目指し、全国300箇所で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援する。																		
支援対象者 (実施主体)	地域プラットフォームに属する認定支援機関等や産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業など。																		
支援内容 (単価・水準等)	創業希望者を対象に統一的なカリキュラム・テキストを使用して、創業に必要な基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを、スクール形式で支援(有料:最大1万円)。																		
想定する具体的効果	創業スクールを受講した創業希望者の創業率4割を達成することを目的に実施。																		
支援手続 (申請～交付決定)	3月上旬 管理事務局の公募開始 4月上旬 管理事務局との委託契約 5月上旬 実施機関の公募開始 6月中旬 実施機関の採択決定 7月以降 事業開始 ※全国300箇所で開催する創業スクールの開催前に実施する受講者の募集に応募。																		
変更のポイント	—																		
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり・地域交通	地域コミュニティ	観光、地域間交流	地域文化の保護	地域医療、福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	○	○	○	—	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																		
担当課室	経営支援部 小規模企業政策室										電話(直通)		03-3501-2036						
URL	http://www.meti.go.jp/main/yosan2014/pr/pdf/chuki_01.pdf																		

施策名	きめ細かな資金繰り支援				予算		税制	法制度	予算案(百万円) 上段:平成26年度当初 (下段:前年度当初予算)	23,682 (22,944)									
					公共	非公共													
位置付け (該当に○印)	(1)日本再興戦略を踏まえ、地域経済活性化の観点から有効と考えられる施策	(2)(1)以外であって地域活性化の取組を継続・発展させていく施策							区分(新規・継続・変更)										
		①地域の主体的な取組みへの支援(担い手育成、地域資源の活用等への支援)	②地域間の交流・連携の推進	③地域の生活や産業の基盤整備						継続									
該当ページ、 行を記入)	日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定)	骨太の方針 (平成25年6月14日閣議決定)	地域経済に関する有識者懇談会 報告書(平成25年9月13日とりまとめ)					根拠法令等	-										
	-	-	-																
概要 (支援の仕組み等)	日本政策金融公庫への利子補給等や信用保証協会の財務基盤強化を行い、中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。																		
支援対象者 (実施主体)	日本政策金融公庫、日本政策金融公庫の信用供与を受けた指定金融機関(商工中金等)、信用保証協会																		
支援内容 (単価・水準等)	<p>【日本政策金融公庫補給金 一般利差補給金】 日本政策金融公庫が政策的に貸付利率を引き下げることによる減収分等(基準利率と特別利率との差額等)に対する補給金</p> <p>【日本政策金融公庫補給金 利子補給金】 中小企業の資金繰りを支援する観点から担保を免除する際の上乗せ金利等を政策的に引き下げる為の補給金</p> <p>【日本政策金融公庫補給金 政策金融機関統合準備補給金】 日本政策金融公庫の店舗都合に必要な経費に対する補給金</p> <p>【日本政策金融公庫補給金 危機対応円滑化業務】 日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に要する事務経費の補助、激甚災害発生時に指定金融機関(商工中金等)が中小企業者に対して低利融資が行えるようにするための利子補給金及び指定金融機関(商工中金等)が中小企業者に貸付を行う際、収支相償となるべき補償料率を引き下げる為の補給金</p> <p>【経営安定関連等対策費補助事業】 経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者等の借入に係る保証を行う信用保証協会が負担する損失の一部を補助</p> <p>【資金供給円滑化信用保証協会等補助事業】 流動資産担保融資保証等の保証を行ったことから生じた損失の一部の処理費用を補助</p>																		
想定する具体的 効果	<p>【日本政策金融公庫補給金 一般利差補給金】 施策の重点化を図ると共に、事業者の投資意欲を喚起し、施策の実効性を確保</p> <p>【日本政策金融公庫補給金 利子補給金】 信用力・担保力が乏しい中小企業者に対する資金供給の円滑化</p> <p>【日本政策金融公庫補給金 政策金融機関統合準備補給金】 中小企業者の利便性の向上及び日本政策金融公庫の業務の効率化</p> <p>【日本政策金融公庫補給金 危機対応円滑化業務】 内外の金融秩序の混乱や大規模な災害等の影響を受けた中小企業者等に対して、日本政策金融公庫の信用供与(損失補填等)を受けた指定金融機関(商工中金等)が必要な資金を供給することによる同中小企業者等の資金繰りの円滑化</p> <p>【資金供給円滑化信用保証協会等補助事業】、【経営安定関連等対策費補助事業】 信用保証協会の経営基盤の強化にすることにより、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援の円滑化</p>																		
支援手続 (申請～交付決定)	<p>【日本政策金融公庫補給金 一般利差補給金、利子補給金、政策金融機関統合準備補給金、危機対応円滑化業務】 日本政策金融公庫が経済産業省に申請し、経済産業省が交付決定</p> <p>【資金供給円滑化信用保証協会等補助事業】 信用保証協会が地方経済産業局に申請し、地方経済産業局が交付決定</p> <p>【経営安定関連等対策費補助事業】 信用保証協会が全国信用保証協会連合会に申請し、全国信用保証協会連合会が出せん</p>																		
変更のポイント																			
分類 (該当に○印)	地域類型の区分				施策類型の区分														
	大都市	地方都市	農山村	集落	地域産業、イノベーション	農林水産業	食文化・食産業	6次産業化	まちづくり地域交通	地域コミュニティ	観光・地域間交流	地域文化の保護	地域医療・福祉・介護	子育て、女性・若者活躍促進	教育	ICT、情報通信	コンテンツ	環境・エネルギー	その他
	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
省庁名	経済産業省(中小企業庁)																		
担当課室	事業環境部 金融課						電話(直通)		03-3502-2876										
URL																			